

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月7日
【会社名】	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス
【英訳名】	IR Japan Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社アイ・アール ジャパン 経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊
【最寄りの連絡場所】	株式会社アイ・アール ジャパン 東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	株式会社アイ・アール ジャパン 03-3796-1120(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社アイ・アール ジャパン 経理総務ユニット ユニット長 藤原 豊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	2,745,910,000円 (注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社 アイ・アール ジャパン(以下「アイ・アール ジャパ ン」といいます。)の平成26年6月30日現在における 株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,277,555株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注) 4

- (注) 1 アイ・アール ジャパンの発行済株式総数9,279,010株（平成26年9月30日時点）に基づいて記載しております。但し、本株式移転（以下(注) 2で定義します。以下同様です。）の効力発生に先立ち、アイ・アール ジャパンの発行済株式数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。アイ・アール ジャパンは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイ・アール ジャパンが平成26年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,455株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、平成26年9月19日付アイ・アール ジャパンの取締役会決議（株式移転計画の承認）及び平成26年11月25日に開催予定のアイ・アール ジャパンの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
- 3 アイ・アール ジャパンは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1 普通株式は、本株式移転に際して、本株式移転により当社がアイ・アール ジャパンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるアイ・アール ジャパンの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に、アイ・アール ジャパン普通株式1株に1株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、アイ・アール ジャパンの平成26年6月30日現在における株主資本の額（簿価）は2,745,910,000円であり、発行価額の総額のうち795,803,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成27年2月2日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について前記「第1 募集要項 2 募集の方法」（注）2記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 株式移転の目的及び理由

アイ・アール ジャパンは「お客様の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業理念の下、「資本市場における総合ソリューション企業」を目指しております。

海外機関投資家の日本株保有比率の増加に加え、金融庁によるスチュワードシップ・コード導入や社外取締役導入の実質義務化を定めた会社法改正案の成立、米国を中心に活発化するアクティビストへの対応等により、顧客である上場企業のIR・SRへのニーズはより高度化かつ多様化しながら大きく増加してまいりました。アイ・アール ジャパンは拡大するこれらのニーズに対応するべく、強固な事業基盤の構築のための多様な成長戦略・経営戦略を推進しております。

アイ・アール ジャパンの更なる成長には、戦略的かつ機動的な事業展開と事業運営を推進できる体制を整備することが不可欠であるとの観点から、株式移転によりアイ・アール ジャパンの完全親会社となる当社を設立し、純粋持株会社体制へ移行することといたしました。

今後のM&A等によるグループ再編も見据え、持株会社は親会社としてグループ全体の経営計画策定、経営資源の適正配分等の全体戦略立案に取り組んでまいります。アイ・アール ジャパンは子会社として、事業責任が明確化された新体制においての事業に専念することによりグループ全体の経営効率の向上を図り、企業価値の向上を実現してまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス (英文表記) IR Japan Holdings, Ltd.		
(2) 事業内容	IR・SR活動に専門特化したコンサルティング事業を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号		
(4) 代表者及び役員 の就任予定	代表取締役社長・ CEO	寺下 史郎	現：アイ・アール ジャパン 代表取締役社長・ CEO
	代表取締役副社 長・COO	栗尾 拓滋	現：アイ・アール ジャパン 代表取締役副社 長・COO
	取締役	富松 圭介	現：アイ・アール ジャパン 取締役
	取締役	稲葉 宏	現：アイ・アール ジャパン 取締役
	取締役	山田 太郎	現：アイ・アール ジャパン 取締役
	監査役	木村 紘一郎	現：アイ・アール ジャパン 監査役
	監査役	西村 圭子	現：アイ・アール ジャパン 監査役
	監査役	家森 信善	現：アイ・アール ジャパン 監査役
(5) 資本金	795,803,000円		
(6) 純資産	未定		
(7) 総資産	未定		
(8) 決算期	3月31日		

- (注) 1 取締役稲葉宏、山田太郎は、社外取締役であります。
2 監査役木村紘一郎、家森信善は、社外監査役であります。

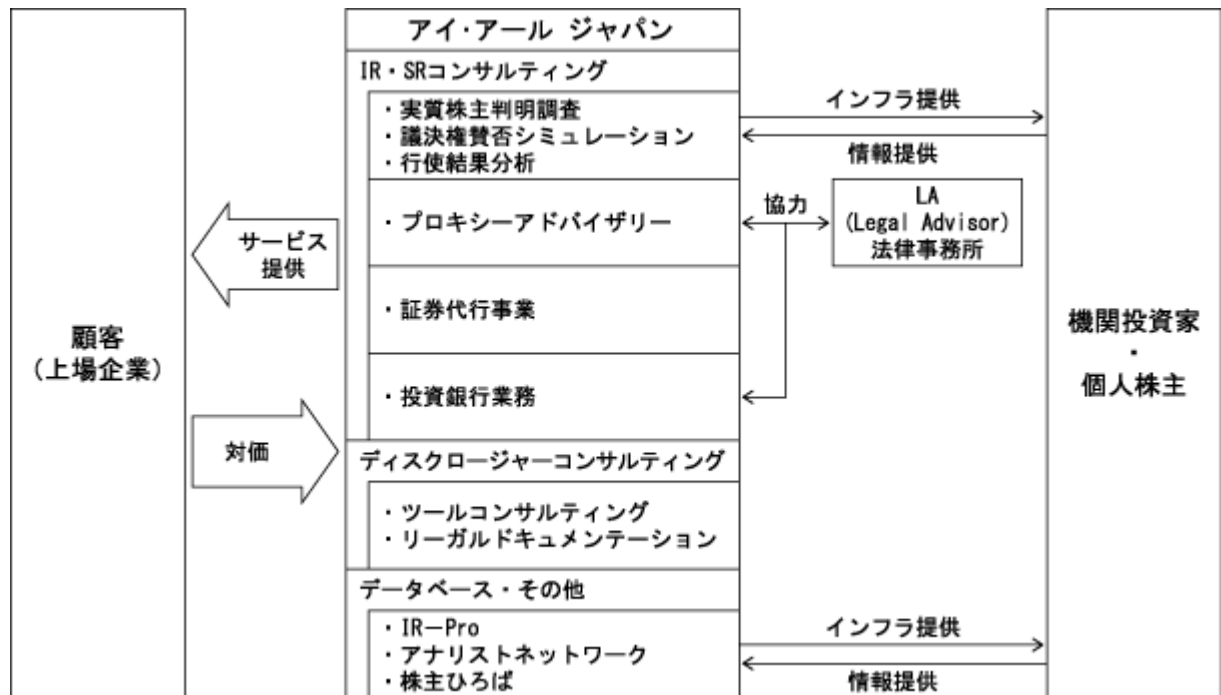
提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とアイ・アール ジャパンの状況は以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) アイ・アール ジャパン	東京都港区 (注)	795	IR・SRコンサルテ ィング等	100.0	8	未定	未定	株主名簿管 理人業務等 の委託、そ の他未定	未定

- (注) アイ・アール ジャパンは、株主総会の承認を条件として、平成27年2月2日付で、本店所在地を東京都千代田区に変更するための定款変更を行う予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、アイ・アール ジャパンは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの平成26年9月30日時点の状況は以下のとおりです。



(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、アイ・アール ジャパンは当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の完全子会社であるアイ・アール ジャパンとの役員の兼任関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社であるアイ・アール ジャパンの取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

アイ・アール ジャパンは、臨時株主総会による承認を前提として、平成27年2月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、アイ・アール ジャパンを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする平成26年9月19日付株式移転計画（その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。）を、取締役会決議に基づき作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、アイ・アール ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成26年11月25日に開催されるアイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2．株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

株 式 移 転 計 画 書

株式会社アイ・アール ジャパン（以下「当会社」という。）は、会社法に定める株式移転の手続により、当会社を完全子会社とする完全親会社である株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（以下「本持株会社」という。）を設立すること（以下「本株式移転」という。）に関し、本株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

(1) 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、それぞれ以下のとおりとする。

目的

本持株会社の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

商号

本持株会社の商号は、株式会社アイ・アール ジャパンホールディングスとし、英文では、IR Japan Holdings, Ltd.とする。

本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、東京都千代田区とする。

発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

(2) 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（本持株会社の設立時取締役・設立時監査役・設立時会計監査人の名称）

本持株会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、それぞれ以下のとおりとする。

設立時取締役

寺下 史郎

栗尾 拓滋

富松 圭介

稲葉 宏

山田 太郎

設立時監査役

木村 紘一郎

西村 圭子

家森 信善

設立時会計監査人

あらた監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- (1) 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当会社の株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行する普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
- (2) 本持株会社は、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（本持株会社の資本金及び準備金の額）

本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

資本金の額

795,803,000円

資本準備金の額

784,605,000円

その他資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記の額及びの額の合計額を減じて得た額

第5条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社の成立の日」という。）は、平成27年2月2日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第6条（本計画承認株主総会）

当社は、平成26年11月25日を目的に臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第7条（本持株会社の上場証券取引所）

本持株会社は、本持株会社の成立の日において、その発行する普通株式を、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場することを予定する。

第8条（本持株会社の株主名簿管理人）

本持株会社の株主名簿管理人は、株式会社アイ・アール ジャパンとする。

第9条（自己株式の消却）

当社は、本持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第10条（事情変更・中止）

当社は、以下の各号に定める事由に該当する場合、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

本計画の作成後、本持株会社の成立に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合

当社の株主による会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の数が463,950株以上である場合

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、当社の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成26年9月19日

東京都港区北青山一丁目2番3号

株式会社アイ・アール ジャパン

代表取締役 寺 下 史 郎

別紙

株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アイ・アール ジャパンホールディングスと称し、英文ではIR Japan Holdings, Ltd.と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1．インベスター・リレーションズ（投資家向け広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務
- 2．シェアホルダー・リレーションズ（株主に関する調査及び情報提供）の受託業務並びにコンサルティング業務
- 3．国内、海外の投資情報の分析、収集及び提供業務
- 4．国内、海外の資本市場の動向に関する調査及び情報提供業務
- 5．パブリック・リレーションズ（企業の広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務
- 6．出版業
- 7．有料職業紹介業
- 8．広告代理業
- 9．証券代行業務
- 10．テレマーケティング業務
- 11．経営コンサルティング業
- 12．前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（単元未満株式の買増し）

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第10条 当社の株主名簿管理人は、株式会社アイ・アール ジャパンとする。

（株式取扱規程）

第11条 当社の株主権利行使の手続き、株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招集）

第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者及び議長）

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインタ - ネット開示とみなし提供）

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条 当社の取締役は7名以内とする。

（取締役の選任）

第19条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
取締役会は、その決議によって取締役の中から最高経営責任者（CEO）、最高業務執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）各1名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任）

第29条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会規程）

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第35条 当社は、社外監査役との間で、その監査役の会社法第423条第1項の行為に関する責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 計 算

（事業年度）

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第39条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
未交付の配当財産には利息はつけないものとする。

第7章 附 則

（最初の事業年度）

第41条 第36条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年3月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の報酬）

第42条 当会社の最初の取締役に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、第26条の規定にかかわらず、総額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。
当会社の最初の監査役に対する、前項の期間の監査役の報酬等の額は、第34条の規定にかかわらず、総額100百万円以内とする。

（附則の削除）

第43条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	アイ・アール ジャパンホールディングス (完全親会社)	アイ・アール ジャパン (完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1 アイ・アール ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当て交付いたします。なお、当社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。
- 2 当社が本株式移転により交付する新株式数：普通株式 9,277,555株（予定）
 上記は、アイ・アール ジャパンの発行済株式総数9,279,010株（平成26年9月30日時点）に基づいて記載しております。但し、本株式移転の効力発生に先立ち、アイ・アール ジャパンの発行済株式数が変化した場合、当社が交付する新株式数は変動いたします。アイ・アール ジャパンは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイ・アール ジャパンが平成26年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,455株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、アイ・アール ジャパン単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時のアイ・アール ジャパンの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益とならないことを第一義と考え、アイ・アール ジャパンの普通株式1株に対して、当社の普通株式を1株割り当てることといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1 . 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

普通株式の買取請求権の行使の方法について

アイ・アール ジャパンの株主が、その有するアイ・アール ジャパンの普通株式につき、アイ・アール ジャパンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイ・アール ジャパンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アイ・アール ジャパンが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内に会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主はアイ・アール ジャパンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、アイ・アール ジャパンに提出する必要があります。）。また、臨時株主総会に出席しない場合、当該株主が議決権行使書面に各議案の賛否を記載し、平成26年11月21日のアイ・アール ジャパンの営業時間終了時（午後5時00分）までにアイ・アール ジャパンに送付することにより議決権を行使することができます。なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時におけるアイ・アール ジャパンの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、自己のアイ・アール ジャパンの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2 . 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、アイ・アール ジャパンの本店に平成26年11月10日より備え置くこととします。

の書類は、本株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、アイ・アール ジャパンの平成26年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、アイ・アール ジャパンの営業時間内にアイ・アール ジャパンの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

株式移転計画承認取締役会	平成26年9月19日（金）
臨時株主総会基準日公告	平成26年10月8日（水）
臨時株主総会基準日	平成26年10月23日（木）
株式移転計画承認臨時株主総会	平成26年11月25日（火）（予定）
上場廃止日	平成27年1月28日（水）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	平成27年2月2日（月）（予定）
当社株式新規上場日	平成27年2月2日（月）（予定）

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

アイ・アール ジャパンの株主が、その有するアイ・アール ジャパンの普通株式につき、アイ・アール ジャパンに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をアイ・アール ジャパンに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、アイ・アール ジャパンが、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内に会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの最近事業年度の主要な経営指標等は以下のとおりです。これらアイ・アール ジャパンの経営指標は、当社の経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	(千円)	2,454,015	2,500,880	2,707,551	3,058,319	3,192,232
経常利益	(千円)	319,737	418,637	487,965	608,017	560,500
当期純利益	(千円)	138,314	172,017	215,090	320,861	336,721
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	100,000	289,694	289,694	289,694	795,803
発行済株式総数	(株)	7,290	1,687,100	1,687,100	1,687,100	9,279,010
純資産額	(千円)	559,183	1,110,298	1,274,427	1,481,680	2,674,521
総資産額	(千円)	1,358,201	1,747,858	1,806,151	2,069,523	3,174,386
1株当たり純資産額	(円)	76.71	131.62	151.09	175.66	288.28
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	()	30.00 ()	45.00 ()	70.00 (22.50)	52.00 (40.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	18.97	23.47	25.50	38.04	36.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	41.2	63.5	70.6	71.6	84.3
自己資本利益率	(%)	28.2	20.6	18.0	23.3	16.2
株価収益率	(倍)		11.7	10.9	62.8	34.8
配当性向	(%)		25.6	35.3	36.8	54.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	118,994	326,426	303,650	468,532	354,555
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	98,032	21,860	298,138	441,461	188,196
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	244,499	108,229	217,557	129,565	774,348
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	213,607	625,606	413,316	307,135	1,247,671
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員)	(名)	123	108	113 (17)	119 (16)	133 (15)

- (注) 1 アイ・アール ジャパンは連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、アイ・アール ジャパンは関連会社を有していないため記載しておりません。
- 4 第4期の1株当たり配当額30円には、記念配当5円を含んでおります。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 6 第3期の株価収益率はアイ・アール ジャパン株式が非上場であるため記載しておりません。
- 7 アイ・アール ジャパンは平成22年10月4日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。また、平成25年11月27日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第3期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- また、第7期の1株当たり配当額52円は、平成25年11月27日付株式分割前の1株当たり中間配当額40円と株式分割後の1株当たり期末配当額12円を合算した金額となっております。
- 8 従業員数は就業人員であり、契約社員(フルタイム、パートタイム及び休職者)を含んでおります。また、第3期及び第4期の平均臨時雇用人員は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

第3 【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりです。

2 【沿革】

平成26年9月19日 アイ・アール ジャパンの取締役会において、アイ・アール ジャパンの単独株式移転による持株会社「アイ・アール ジャパンホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成26年11月25日 アイ・アール ジャパンの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、アイ・アール ジャパンがその完全子会社となることについて決議(予定)

平成27年2月2日 アイ・アール ジャパンが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社の普通株式を東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場(予定)

なお、アイ・アール ジャパンの沿革につきましては、アイ・アール ジャパンの有価証券報告書(平成26年6月25日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社として子会社等の経営管理及びそれに附帯関連する事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの事業(平成26年9月末現在)の内容は以下のとおりです。

アイ・アール ジャパンの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。アイ・アール ジャパンでは、IR(Investor Relations)活動を「上場企業が広く投資家全般を対象として行うリレーション構築活動」と、SR(Shareholder Relations)活動を「上場企業が自社の株主を対象として行うリレーション強化活動」と、それぞれ位置付けております。

アイ・アール ジャパンは上場企業等に対してIR・SR活動を総合的にサポートするため、「IR・SRコンサルティング」、「ディスクロージャーコンサルティング」、「データベース・その他」という3つのサービスを提供しております。

アイ・アール ジャパンでは、これらのサービスを提供するため、国内409社、海外5,943社のファンドマネージャー、アナリスト、議決権行使担当者を網羅する機関投資家ネットワークやWebアンケートシステム「株主ひろば」に登録する50,028名の個人株主とのネットワーク(平成26年9月30日現在)を利用して、内外のコンサルティングサービスを提供するのに不可欠な情報を日々収集しております。また、アイ・アール ジャパンは情報収集を行うだけでなく、機関投資家や個人株主の意見や要望を上場企業に伝えることで上場企業と投資家・株主をつなぐ仲介役としての役割も担っております。

さらに、M&A等の有事に際しては、アイ・アール ジャパンがLA(Legal Advisor:法律事務所)と連携してPA(Proxy Advisor)やFA(Financial Advisor:投資銀行)として支援を行います。

また平成26年1月より投資銀行部を発足させ、上場企業等に対してライツ・オフアリング関連業務やM&A・経営統合・完全子会社化等のフィナンシャルアドバイザー業務といった総合的な金融ソリューションの提供を開始するなど資本市場のイノベーターとして、絶えず事業領域を拡大させております。

(1) IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシアドバイザー（株主総会における総合的な戦略立案）、証券代行業業、ライセンス・オフリング関連業務等を中心とするアイ・アール ジャパンの中核的サービスです。

《実質株主判明調査》

上場企業が効率的かつ実効的なIR・SR活動を実施する第一歩としては、IR・SR活動の重要な対象者となる機関投資家株主を正確に把握することが必要となっております。ところが、上場企業の株主名簿には実際の出資者である機関投資家株主の名義は明記されていない場合があり、機関投資家に代わって株式を管理する金融機関等の名義に集約されて記載されております。この問題を解決すべく、株主名簿には明記されない機関投資家株主を特定するサービスが実質株主判明調査であります。

調査においては、株主名簿の分析に加え、アイ・アール ジャパン商品である「IR-Pro」に蓄積された大量保有報告書や国内公募投信、海外公募投信による株式の組み入れ状況等、上場企業の株式や株主に関連する公開情報を活用する等のアイ・アール ジャパン独自のプロセスを実施しております。また、調査対象となる海外機関投資家（外国人）及び国内機関投資家による顧客企業の保有株式数把握と共に、担当するアナリスト及びファンドマネジャーを特定し、顧客企業に対する投資判断を含めた各種意見も併せて収集しております。

《議決権賛否シミュレーション》

議決権賛否シミュレーションは、投資先である顧客企業の株主総会議案に対する機関投資家株主の賛否行使ガイドライン（注1）等を調査し、上程予定の議案に対する賛否行使比率を株主総会前に予測するサービスです。

（注1）賛否行使ガイドライン...機関投資家が独自に定めた株主総会議案に対する行使判断基準

《プロキシアドバイザー》

プロキシアドバイザーは、株主構成等の分析を行い、TOB（株式公開買付）や委任状争奪戦を成功に導くための必要な戦略を提案しております。

なお、前記の議決権賛否シミュレーションの結果は、当サービスのための重要な基礎資料として活用されております。

《証券代行業業》

上場企業の株主名簿管理を主として行うサービスで平成24年4月より開始いたしました。当社の証券代行業業は、サービスや価格における株券電子化によるメリットをユーザーである発行企業様に最大限享受して頂くことを基本コンセプトとしており、アイ・アール ジャパンの根幹であるSR事業の起点となるサービスです。

《投資銀行業務》

平成26年1月より投資銀行部を発足させ、上場企業等に対してライセンス・オフリング関連業務やM&A・経営統合・完全子会社化等のフィナンシャルアドバイザー業務を中心とした総合的な金融ソリューションの提供を開始しております。

(2) ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング及びリーガルドキュメンテーションサービスを行っております。

《ツールコンサルティング》

アニュアルレポートや株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援を行うサービスです。

《リーガルドキュメンテーションサービス》

企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等を行うサービスです。

(3) データベース・その他

IR活動総合サポートシステム「IR - Pro」、アナリストネットワーク等をWeb上で提供しております。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

《IR - Pro》

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等、上場企業の株式や株主に関連する公開情報を提供するWebサービスです。

《アナリストネットワーク》

IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能なWebサービスです。

《株主ひろば》

Webアンケートシステムに登録する50,028名（平成26年9月30日現在）の個人株主に対して、各種アンケートの実施が可能なサービスです。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において関係会社はありません。当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」をご参照のとおり、関係会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社ですので、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの従業員の状況は以下のとおりです。

従業員数(名)(注)1	平均年齢(歳)(注)2	平均勤続年数(年)(注)2	平均年間給与(千円) (注)2
136(11)	36.0	4.8	5,909

(注) 1 平成26年9月30日現在の状況です。

2 平成26年3月31日現在の状況です。

3 従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイム及び休職者）を含んでおります。

4 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間の平均人員であります。

5 平均勤続年数は、旧株式会社アイ・アール ジャパン（アイ・アール ジャパン（旧商号：株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス）との間の平成20年4月1日付吸収合併により消滅した会社をいいます。以下同じです。）における勤続年数を通算しております。

6 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

7 アイ・アール ジャパンの事業はIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業という単一セグメントに属するため、セグメントに係る記載は、該当がありません。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、未定です。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンには労働組合はありません。なお、労使関係については円滑な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりアイ・アール ジャパンの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるアイ・アール ジャパンの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。アイ・アール ジャパンの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在においてアイ・アール ジャパンが判断したものであります。

(1) 売上の季節変動性について

当社の四半期における売上高は、コア事業であるIR・SRコンサルティングの特性上、日本企業が株主総会を開催する6月前後の第1四半期、第2四半期に集中する傾向がありました。近時では、大型案件の通期化、時期を選ばない投資銀行業務、証券代行業務等により、第3四半期、第4四半期においても売上計上の機会が増加しており、季節の変動は縮小していく見通しです。

(2) 個人情報漏洩等が発生した場合の影響について

当社は、IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業の特性上、多数の企業の株主情報をお預かりしております。当社では、こうした個人情報の取り扱いにつきまちは、個人情報保護法を遵守するとともに、平成18年7月にプライバシーマークを取得し、個人情報の取り扱いに関する社内ルールの整備、定期的な社内研修を実施し、情報管理の強化とその取り扱いに十分な注意を払っております。しかしながら、不測の事態が原因で個人情報が外部に漏洩し、情報主体ないし顧客企業等に被害が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経済情勢や事業環境による影響について

当社の事業であるIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業は、主に上場企業のIR担当部署や経営企画担当部署、総務担当部署等の間接部門に直接の取引先として提供されます。そして、経済情勢や事業環境が悪化した際には、一般的に間接部門の経費が削減される傾向が強くなっております。このように、経済情勢や事業環境が悪化した際には、直接の取引先である上場企業の間接部門の経費が削減される結果、当社が提供するサービスの採用に慎重になる、あるいはサービス提供価格の引き下げ要請が強くなる等、当社の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) ビジネスモデルが模倣された場合の影響について

当社の事業であるIR・SR活動に専門特化したコンサルティング業においては、情報収集やその分析手法等、長年に亘って蓄積してきた独自のデータ及び分析ノウハウが事業遂行上の重要な要素となっております。当社では、各種社内規程やマニュアルの整備により、これら営業秘密の管理、保護に努めております。しかしながら、第三者によるサービスの模倣等がなされた場合、当社の営業展開に支障をきたし、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法律や制度の変更による影響について

IR・SR活動に関連する法律や制度の変更については、平成26年2月に策定されたいわゆる「日本版スチュワードシップ・コード」によって、機関投資家が企業価値の向上や持続的成長を促すために投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を進め始めております。また、上場企業側からの持続的な企業価値向上のための自律的な対応を促すための「コーポレートガバナンス・コード」についても策定が進められており、今後上場企業の対応としてより一層充実したIR・SR活動が求められるものと考えられます。

このように、より充実したIR・SR活動を求める方向での法律や制度の変更がなされた場合には、IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業を営む当社の収益に対しては、プラスの影響を及ぼすことが考えられます。

一方、当社サービスの必要性を低減させるような、予期せぬ法律や制度の変更がなされた場合には、当社の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役社長である寺下史郎は、当社の経営戦略の決定及び事業執行、株主総会での承認を必要とする全ての事項に大きな影響力を持っております。また、経済産業省「企業価値研究会」、「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員を務めるなど、当社の事業におけるブランド価値形成及びマーケティングにおいて重要な役割を果たしております。このため、当社では同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めております。しかしながら、同氏の当社における業務遂行が困難となった場合、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) コンプライアンスリスクについて

当社は、業務遂行にあたり会社法、金融商品取引法、金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。法令その他諸規則等を遵守すべくコンプライアンス体制の強化に努めており、役職員等に対して適切な指示、指導等を行うとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守出来なかった場合には、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新規事業への進出

当社は、IR・SRコンサルティング業との相乗効果が見込める証券代行業へ新規参入し、既に証券代行業務の受託先を獲得して証券代行業務を行っております。今後も受託件数の拡大や、株主数の多い企業からの証券代行業務の受託に向けた営業活動の強化や、システムの拡張投資を積極的に実施して行く予定ですが、減価償却負担の増加や、システム開発の遅延等に伴い想定どおり受託先の獲得が進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、証券代行業への進出により、金融商品取引業者として、金融商品取引法の定めにより必要な140%の自己資本規制比率を維持する必要があります。現時点では十分な自己資本を有しておりますが、万一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には、金融庁より業務停止等を命じられることがある等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照のとおり、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成27年2月2日時点の当社の状況は、以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000
計	35,000,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,277,555	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。
計	9,277,555	-	-

(注) 上記は、アイ・アール ジャパンの発行済株式総数9,279,010株（平成26年9月30日時点）に基づいて記載しております。但し、本株式移転の効力発生に先立ち、アイ・アール ジャパンの発行済株式数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。アイ・アール ジャパンは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイ・アール ジャパンが平成26年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,455株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成27年2月2日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年2月2日	9,277,555 (予定)(注)	9,277,555 (予定)(注)	795,803	795,803	784,605	784,605

(注) 上記は、アイ・アール ジャパンの発行済株式総数9,279,010株（平成26年9月30日時点）に基づいて記載しております。但し、本株式移転の効力発生に先立ち、アイ・アール ジャパンの発行済株式数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。アイ・アール ジャパンは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイ・アール ジャパンが平成26年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,455株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの平成26年9月30日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

平成26年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	24	10	16	1	1,566	1,622	-
所有株式数(単元)	-	6,176	1,618	2,844	4,738	14	77,334	92,724	6,610
所有株式数の割合(%)	-	6.66	1.74	3.06	5.10	0.01	83.40	100.00	-

(注) 自己株式1,455株は、「個人その他」に14単元、「単元未満株式の状況」に55株含まれております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの平成26年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,271,000	92,710	
単元未満株式	普通株式 6,610		
発行済株式総数	9,279,010		
総株主の議決権		92,710	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、平成26年9月30日現在のアイ・アール ジャパン所有の自己株式55株が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成27年2月2日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの平成26年9月30日現在の自己株式の状況は以下のとおりです。

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アイ・アール ジャパン	東京都港区北青山一丁目2番3号	1,400		1,400	0.00
計		1,400		1,400	0.00

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じ、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とする予定です。

最近事業年度の配当決定に当たっての考え方については、当社は平成27年2月2日に設立予定であるため、該当事項はありません。

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定める予定ですが、期末配当の決定機関は株主総会とする予定です。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定める予定です。内部留保資金の用途については、将来にわたる株主利益を確保するため、企業体質の強化や積極的な事業展開を図るための投資に活用する予定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社ですので、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	-	1,918	1,470	12,000	19,180 2,050
最低(円)	-	1,317	831	1,151	7,700 1,235

(注) 1 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2 アイ・アール ジャパン株式は、平成23年3月18日から大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されており、それ以前の株価については該当ありません。

3 印は、株式分割(平成25年11月27日、1株 5株)による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高(円)	1,020	1,265	1,146	999	989	878
最低(円)	716	818	971	830	863	698

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するアイ・アールジャパンの株式数(株) 割り当てられる当社の株式数(株)
代表取締役社長 ・CEO		寺下 史郎	昭和34年1月5日	昭和57年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイ・アール・コーポレーション株式会社）入社 平成9年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社、企画開発グループマネジャー 平成13年1月 同社執行役員 平成16年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任） 平成18年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員 平成19年4月 同社取締役副社長 平成19年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス）代表取締役社長 平成19年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長 平成20年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任） 平成24年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンスシステムの在り方に関する研究会」委員（現任） 平成25年7月 株式会社アイ・アール ジャパンストックソリューション本部長（現任）	(注) 4	5,797,000 5,797,000
代表取締役副社長 ・COO		栗尾 拓滋	昭和41年6月17日	平成2年4月 野村證券株式会社入社 平成22年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター 平成24年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター 平成25年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社、マネージング・ディレクター 平成25年6月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・COO（現任） 平成25年11月 株式会社アイ・アール ジャパン投資銀行本部長（現任）	(注) 4	100 100
取締役		富松 圭介	昭和49年5月2日	平成9年4月 SBCウオーバーク証券（現UBS証券株式会社）入社 平成13年12月 UBSウオーバーク証券（現UBS証券株式会社）入社 平成15年3月 同社ディレクター 平成18年3月 同社株式本部金融商品部長エグゼクティブ・ディレクター 平成20年8月 クレディ・スイス証券株式会社株式本部マネージング・ディレクター 平成21年11月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社）株式本部エグゼクティブ・ディレクター 平成25年6月 武蔵精密工業株式会社社外監査役（現任） 平成26年2月 株式会社アイ・アール ジャパン入社、マネージング・ディレクター 平成26年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役（現任）	(注) 4	121,000 121,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有するアイ・オールジャパンの株式数(株) 割り当てられる当社の株式数(株)
取締役		稲葉 宏	昭和17年10月19日	昭和41年4月 野村證券株式会社入社 昭和55年8月 シティバンク東京入社 平成元年9月 UBS信託銀行入社 平成3年9月 インベスコ・エムアイエム投資顧問株式会社(現インベスコ投信投資顧問株式会社)入社 平成20年1月 OPTIMAL FUND MANAGEMENT JAPAN株式会社代表取締役 平成20年4月 株式会社アイ・オール ジャパン取締役(現任)	(注)4	57,100 57,100
取締役		山田 太郎	昭和9年11月19日	昭和32年4月 山一證券株式会社入社 昭和53年11月 同社米国現地法人社長 昭和60年12月 同社取締役 平成4年4月 同社代表取締役副社長 平成6年6月 山一投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパン株式会社)代表取締役会長 平成9年6月 同社常任顧問 平成13年1月 株式会社アイ・オール ジャパン(旧株式会社アイ・オール ジャパン)取締役 平成21年9月 株式会社アイ・オール ジャパン取締役(現任)	(注)4	7,100 7,100
監査役		木村 紘一郎	昭和17年12月28日	昭和41年4月 三菱商事株式会社入社 平成8年4月 同社財務部長 平成12年4月 同社 役員待遇 職能CEO補佐 平成15年1月 株式会社メタルワン監査役 平成18年4月 三菱商事株式会社顧問 平成21年6月 株式会社アイ・オール ジャパン監査役(現任)	(注)5	- -
監査役		西村 圭子	昭和38年6月18日	昭和61年4月 和光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 平成6年12月 株式会社ウェザーニューズ入社 平成11年5月 株式会社アイ・オール ジャパン(旧株式会社アイ・オール ジャパン)入社 平成13年11月 同社企画開発グループマネジャー 平成20年4月 株式会社アイ・オール ジャパンコーポレートプランニングユニットマネジャー 平成23年6月 株式会社アイ・オール ジャパン監査役(現任)	(注)5	- -
監査役		家森 信善	昭和38年8月13日	平成16年2月 名古屋大学大学院経済学研究科教授 平成19年2月 財務省独立行政法人評価委員会委員(現任) 平成19年4月 名古屋大学大学院経済学研究科副研究科長 平成20年4月 名古屋大学総長補佐(社会連携・社会貢献担当) 平成22年6月 損害保険事業総合研究所非常勤理事(現任) 平成22年9月 金融庁金融機能強化審査委員会委員 平成23年1月 金融庁金融審議会委員(現任) 平成24年6月 株式会社アイ・オール ジャパン監査役(現任) 平成26年4月 名古屋大学大学院経済学研究科客員教授(現任) 神戸大学経済経営研究所教授(現任)	(注)5	- -
計						5,982,300 5,982,300

- (注) 1 アイ・アール ジャパン(旧商号:株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス)は、平成20年4月1日付で同社を存続会社、旧株式会社アイ・アール ジャパンを消滅会社とする吸収合併を行い、同日、現商号に変更しております。アイ・アール ジャパンの沿革につきましては、アイ・アール ジャパンの有価証券報告書(平成26年6月25日提出)をご参照ください。
- 2 取締役稲葉宏、山田太郎は、社外取締役であります。
- 3 監査役木村紘一郎、家森信善は、社外監査役であります。
- 4 取締役の任期は、当社の設立日である平成27年2月2日から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、当社の設立日である平成27年2月2日から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築を重視することによる企業価値の向上を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であり、経営の健全性・効率性及び透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

企業統治体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置するとともに、グループ会社の活動方針を決定するグループ統括戦略会議、グループ内部監査室を設置する予定です。そして、取締役及び監査役については、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を積極的に登用する予定です。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記各機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役相互の牽制機能を強化するため、社外取締役の存在を重視しております。

なお、取締役会は毎月1回以上開催するものとする予定です。

(b) 監査役会

当社は監査役会設置会社制を採用しており、監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されます。監査役は取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視する予定です。

(c) グループ統括戦略会議

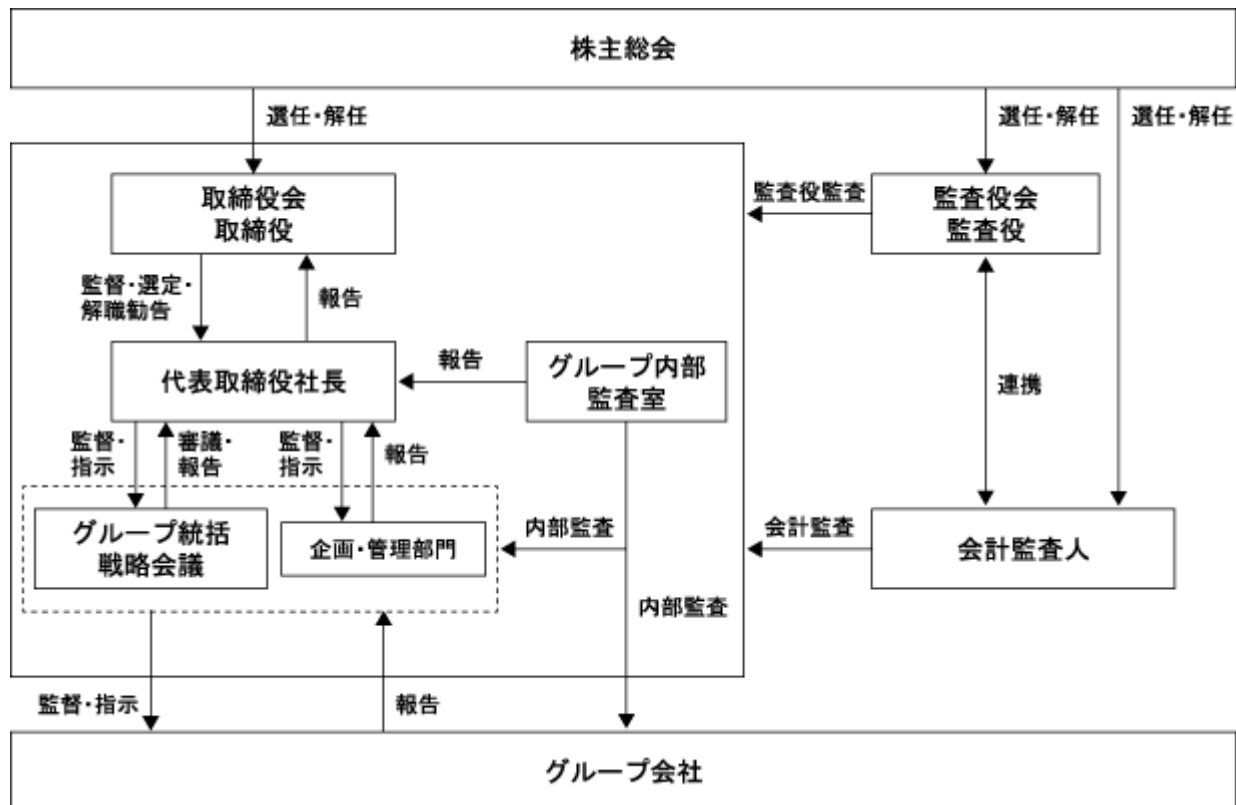
当社は、社内取締役を参加者とするグループ統括戦略会議によって、グループ全体の戦略等を幅広く議論する予定です。

(d) グループ内部監査室

当社では代表取締役社長直轄のグループ内部監査室を設け、グループ内部監査は、グループ内部監査室長1名により実施する予定です。グループ内部監査は、業務の効率性及び各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、当社およびグループ会社を原則として年1回監査することとする予定です。監査報告は速やかに代表取締役社長に報告されると共に、当社およびグループ会社に監査結果、改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する改善方針案を監査責任者である経理総務ユニット長宛に提出させることとする予定です。

(e) 会計監査

会計監査につきましては、あらた監査法人と監査契約を締結する予定です。



内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備・運用する予定です。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせる可能性を有するリスクについて、「グループリスク管理規程」を制定し、リスク管理を行うこととする予定です。各グループ会社は年次でリスクの抽出を行い、管理本部長が取りまとめた後、グループ統括戦略会議に付議します。グループ統括戦略会議においてリスク評価を行い、対応が必要なリスクに対しては責任者を選定し、必要な対策を行う予定です。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査を実施するグループ内部監査室と監査役及び監査役会は、随時情報交換を実施し、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組む予定です。また、グループ内部監査室及び監査役は、会計監査人であるあらた監査法人とも定期的に意見交換を実施し、3者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正性確保に努めてまいります。なお、これらの監査につきましては、監査役会より取締役会に報告されるとともに、内部統制を管掌する経理総務ユニット長に随時報告し、改善すべき課題等が発見された場合には、迅速に改善する体制を確立する予定です。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は総額100百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役等の額は、総額100百万円以内とする旨を定款（附則）で定める予定です。

取締役の員数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

監査役の員数

当社の監査役は、4名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定める予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係等の特別な利害関係はありません。なお、稲葉宏氏及び山田太郎氏は、それぞれ、アイ・アールジャパンの株式57,100株及び7,100株を所有しており、本株式移転により当社の株式57,100株及び7,100株がそれぞれ割り当てられます。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

ア 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定める予定です。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものであります。

イ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定める予定です。これは、株主への機動的な剰余金の分配を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの経理の状況については、同社の有価証券報告書（平成26年6月25日提出）及び四半期報告書（平成26年8月14日提出）をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで (ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成27年3月31日までとする予定です。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	東京都港区北青山一丁目2番3号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	東京都港区北青山一丁目2番3号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 当社の公告掲載URLは未定であります。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

平成26年6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第8期第1四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

平成26年8月14日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成26年11月7日）までに、以下の臨時報告書を提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成26年6月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成26年9月19日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成26年9月19日関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイ・オール ジャパン

（東京都港区北青山一丁目2番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるアイ・アール ジャパンの平成26年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
寺下 史郎(注)3、4	東京都世田谷区	5,797,000	62.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)(注)3	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	308,050	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口) (注)3	東京都中央区晴海1丁目8-11	275,400	2.96
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注)3	東京都港区浜松町2丁目11番3号	216,700	2.33
株式会社四五コーポレーション (注)3	東京都豊島区池袋2丁目43-1池袋青柳 ビル6F	176,000	1.89
富松 圭介(注)3、5	東京都渋谷区	121,000	1.30
アセットマネージメント株式会社 (注)3、6	東京都渋谷区恵比寿西1丁目31-17	95,000	1.02
日本証券金融株式会社(注)3	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10 号	81,400	0.87
稲葉 宏(注)3、5	神奈川県横浜市港北区	57,100	0.61
皆川 裕(注)3	千葉県鎌ヶ谷市	55,900	0.60
計		7,183,550	77.41

(注)1 ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock(Luxembourg)S.A)及びブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド(BlackRock Investment Management(UK)Limited)から平成25年7月5日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書NO.1)により、平成25年6月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、平成26年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3 号	32,600	1.76
ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エー (BlackRock(Luxembourg)S.A.)	ルクセンブルグ大公国 セニンガー バーグ L-2633 ルート・ドウ・ト レベ6D	35,100	1.89
ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント(ユークー) リミテッド(BlackRock Investment Management(UK)Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 ス ログモートン・アベニュー 12	6,020	0.32

- 2 フィデリティ投信株式会社から平成26年4月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書No.1)により、平成26年3月31日現在で次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、平成26年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	379,500	4.09

- 3 特別利害関係者等(大株主上位10位)であります。
- 4 特別利害関係者等(アイ・アール ジャパンの代表取締役)であります。
- 5 特別利害関係者等(アイ・アール ジャパンの取締役)であります。
- 6 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)であります。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年2月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成27年2月2日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。